

株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目1番1号

株式会社ブリヂストン

取締役
代表執行役 Global CEO 石 橋 秀 一

第102回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第102回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 1.第102期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2.第102期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

本件は、上記各事項の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本議案は、原案どおり承認可決されました。
期末配当金は、1株につき60円です。

第2号議案 定款一部変更の件

本議案は、原案どおり承認可決されました。
変更内容は、後記のとおりであります。

第3号議案 取締役12名選任の件

本議案は、原案どおり承認可決されました。
石橋秀一、東正浩、デイヴィス・スコット (Scott Trevor Davis)、翁百合、増田健一、山本謙三、照井恵光、佐々誠一、柴洋二郎、鈴木洋子、原秀男、吉見剛志の各氏が選任されそれぞれ就任しました。

以 上

配当金のお支払いについて

第102期期末配当金は、2021年3月29日(月)から同封の「期末配当金領収証」により最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）でお支払いいたしますので、2021年5月7日(金)までにお受け取りください。

なお、配当金振込先をご指定の株主様には、同封の「配当金のお振込先について」「配当金計算書」を送付いたしましたので、ご確認ください。

ゆうちょ銀行口座での配当金お受取りについて

配当金の振込先として、銀行口座に加えて、ゆうちょ銀行の貯金口座もご指定いただけます。お取引の証券会社等へお申し出ください。

上場株式等の配当等に係る軽減税率の廃止について

2014年1月1日から上場株式等の配当等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）は廃止され、本来の税率である20%（所得税15%、住民税5%）となりました。

また、「復興財源確保法」（略称）の施行により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、その所得税額に対して2.1%が復興特別所得税として追加課税されております。

【個人株主様への配当金に対する源泉徴収税率】

○2014年1月1日～2037年12月31日

税率20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%）

○2038年1月1日～

税率20%（所得税15%、住民税5%）

※詳細につきましては、所轄税務署にご確認ください。

株式のお手続きでご不明な点がございましたら、下記迄お問い合わせください。

株主名簿管理人
特別口座管理機関
(お問い合わせ先)

〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031(フリーダイヤル)

以 上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
第1条～第14条 (条文省略) (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役会長に事故がある場合または取締役会長が欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。</u>	第1条～第14条 (現行通り) (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役の中から取締役会の決議により選定された者がこれを招集し、代表執行役の中から取締役会の決議により選定された者が議長となる。選定された者がそれぞれの職務を果たすことができない事態が生じた場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、先順位の代表執行役または執行役が議長となる。</u>
第16条～第20条 (条文省略) (取締役会長) 第21条 当社は、<u>取締役会の決議により、取締役会長を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第22条 <u>取締役会は、取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役会長に事故がある場合または取締役会長が欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。</u>	第16条～第20条 (現行通り) (第21条 削除) — (取締役会の招集権者および議長) 第21条 <u>取締役会は、取締役の中から取締役会の決議により選定された者がこれを招集し、取締役の中から取締役会の決議により選定された者が議長となる。選定された者がそれぞれの職務を果たすことができない事態が生じた場合は、あらかじめ取締役会の定めた順位により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。</u>
第23条～第30条 (条文省略)	第22条～第29条 (現行通り)

変更前	変更後
(代表執行役、 <u>CEO</u> および <u>COO</u> 等)	(代表執行役、 <u>Global CEO</u> および <u>Global COO</u> 等)
第 <u>31</u> 条 (条文省略)	第 <u>30</u> 条 (現行通り)
2 当社は、取締役会の決議により、当社の業務執行統括の任に当たるべき執行役として、 <u>CEO</u> および <u>COO</u> を選定することができる。	2 当社は、取締役会の決議により、当社の業務執行統括の任に当たるべき執行役として、 <u>Global CEO</u> および <u>Global COO</u> を選定することができる。
3 (条文省略)	3 (現行通り)
第 <u>32</u> 条～第 <u>33</u> 条 (条文省略)	第 <u>31</u> 条～第 <u>32</u> 条 (現行通り)
第 <u>7</u> 章 執行役員 (執行役員)	(第 <u>7</u> 章および第 <u>34</u> 条 削除)
第 <u>34</u> 条 当社は、執行役の下で業務執行を担当する責務を有する者として、 <u>執行役員（役付の執行役員を含む。）</u> を置くことができる。	—
第 <u>8</u> 章 計算	第 <u>7</u> 章 計算
第 <u>35</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第 <u>33</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行通り)
附則	附則
第 <u>1</u> 条 (条文省略)	第 <u>1</u> 条 (現行通り)

以 上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。